

付則第1号様式

(表)

郵便はがき				
横浜市 区 町 番地 方 殿				
横浜市国民健康保険の給付割合は、昭和43年1月1日から改定されます。あなたの世帯においては、裏面の証明書に記載の方が、証明書のとおり、お医者さんの窓口で現金(一部負担金)を1割支払えばよくなりました。証明書を切りとり被保険者証にはりつけて使用して下さい。				
保険年金課 横浜市 区役所 支所戸籍保険課				

(はがき大)

(裏)

9割給付受給証明書				
区分	氏名	診療種別	給付期間	保険者印
高80歳以上者以		医科 歯科	年月1日以後	
		医科 歯科	年月1日以後	
乳幼児		医科	年月日から 年月末日まで	
		歯科	年月日から 年月末日まで	
医歯科 15歳未満		医科	年月日から 年月末日まで	
		歯科	年月日から 年月末日まで	
未満		医科	年月日から 年月末日まで	
		歯科	年月日から 年月末日まで	

この部分は被保険者証(3)面の左端にはりつけて下さい。

上記の者は横浜市国民健康保険条例第7条第3項の規定により、上記の期間中一部負担金の割合は1割であることを証明します。

年 月 日

横浜市□印

注意 この証明書は被保険者証にはりつけてなければ無効です。

切り取り線